

税務キヤツチ・アップ 民法(相続法)関係

相続分の譲渡の法務と税務

1はじめに

遺産分割の方法の1つとして「相続分の譲渡」といった手法がある。相続分の譲渡は自らの相続分を譲渡することで遺産分割協議から離脱することができるところから、遺産分割の早期解決をはかるための有効な手段とされている。相続分の譲渡の相手先は共同相続人若しくは共同相続人以外の第三者でも可能とされている。本稿では実務として多いと思われる共同相続人間での相続分の譲渡が行われた場合の留意点について述べてみたい。

2相続分の譲渡とは

共同相続人の1人がその相続分を第三者へ譲渡することを「相続分の譲渡」という(民905)。相続分の譲渡は債権と債務を包括した遺産全体に対する譲渡人の割合的な持分の譲渡で、譲渡対価は有償でも無償でもよいが、譲渡期間は相続開始時から遺産分割協議成立前までとされている。この場合、譲渡人と譲受人の同意があれば他の共同相続人の同意は必要ない。ただし、実務では後々の紛争に備えて「相続分譲渡証書」(相続分の全部譲渡か一部譲渡か、または有償か無償かを記載して譲渡人と譲受人がそれぞれ署名押印(実印)する)を作成しておくことが望ましい。

3相続分の譲渡と不動産登記

相続財産のなかに不動産が含

まれていた場合の相続登記について、例えば夫Aが死亡し相続人はB(妻)C(長男)D(長女)の3人とする。そしてDがBに相続分の譲渡を実行したうえでBとCが遺産分割協議をして、Bが不動産を取得した場合には、直接B名義の相続登記ができる。この相続登記にはB・C間で作成した「遺産分割協議書」とB・D間で取り交わした「相続分の譲渡証書」の添付が必要とされる。

4相続分の譲渡と相続放棄の効果

相続分の譲渡も相続放棄も相続財産を取得することを希望しない相続人がいる場合に用いられる。両者の違いは、①相続分の譲渡をしても相続人であることに変わりはないが、相続放棄の場合は相続人ではなくなる。

(民939) このことから②相続分の譲渡は、遺産分割協議と同様相続人としての地位は失われないため、相続債務の負担義務は消滅しないが、相続放棄の場合は、相続人としての地位がなくなるため、相続債務の負担義務はない。③相続分の譲渡は特定の相続人に自ら相続分を譲渡することでその譲受人に多くの相続分を取得させることができる。例えば、前述のケースの場合においてDが相続放棄をした場合のBとCの相続分は各々2分の1となるが、DがBに対して相続分の譲渡を行うとBとCの相続分はBが4分の

3Cが4分の1となる。

5相続分の譲渡の課税關係

(無償譲渡の場合)

他の共同相続人に無償で相続分の譲渡を行った場合において、譲渡人は遺産分割協議において何も相続しないことと同様とされるため、相続税の課税はない。一方譲受人は本来の相続分に譲受された相続分を加えた価格に対応する相続税が課税される。

(有償譲渡の場合)

他の共同相続人に有償で相続分の譲渡を行った場合、譲渡人はその受けた譲渡対価相当額が相続税の課税価格とされる。一方譲受人は本来の相続分に譲受された相続分を加えた価格から支払った対価相当額を控除した価格に対して相続税が課税される。この場合の課税関係は代償分割に類似したものとなる。

6おわりに

相続分の譲渡に際して「共同相続人間においてされた無償による相続分の譲渡は…上記譲渡をした者の相続において民法903条1項に規定する『贈与』に当たる」とする最高裁判決が出された(最判30・10・19民集72巻5号900頁)。これにより、相続分の譲渡がなされた譲渡人の相続に際しては、当該贈与が「特別受益」あるいは、「遺留分算定基礎」とされる場合があり得るため留意すべきである。

(右山研究グループ
税理士 田中 宏志)